

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて

本運動については、自動車の不正改造を防止し、道路交通の安全確保・公害防止を図るため、関係機関、自動車関係団体の協力を得て、平成2年度より全国的に展開しています。

しかしながら、近年の交通事故の発生状況及び自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化は引き続き深刻な社会問題となっております。特に暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、道路交通の秩序を乱すとともに、環境悪化を助長し、また、近年においては、自動車使用者の不正改造に関する認識不足により保安基準に適合せず、事故を誘発しかねない状態で運行している自動車が増加してきております。

このようなことから、平成17年度においても、不正改造車を排除するため、本運動を積極的に展開しますので、ご協力をよろしくお願いします。

「不正改造車を排除する運動」の実施細目

1. 重点実施期間

平成17年6月1日(水)～6月30日(木)

2. 運動における重点事項

本運動において、重点的に取り組む事項及び重点的実施方法は次のとおりとする。

(1) 重点的に取り組む排除項目

窓ガラスへの着色フィルムの貼付及びフロントガラスへの装飾版の装着

クリアレンズ等不適切な灯火器の取り付け

騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着

さし枠取付け等の二次架装

燃料ポンプの封印の取り外し等によるディーゼル黒煙の悪化

不正軽油の使用防止の周知

特殊用途自動車の構造用件の確認

(2) 重点的実施方法(行政の実施事項)

道路運送車両法改正の周知

法律が改正され、整備命令制度の強化及び不正改造行為の禁止について、一般ユーザーに引き続き周知する。

支局等の構内における不正改造車等の排除。

支局等の構内に入場した不正改造車等に対して保安基準に抵触する旨説明をし、警告書または整備命令書を交付する。

迷惑改造車相談窓口(不正改造110番)の設置

運輸局及び運輸支局に「迷惑改造車相談窓口(不正改造110番)」を設置する等により、不正改造車に関する自動車ユーザーからの相談に応じるとともに、自動車ユーザー、関係事業者等から情報収集を行い、必要に応じて不正改造施行者に対する立入り検査を行う。

街頭検査の実施

(1)の項目を重点に警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。

なお、その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造されていた場合等には、警告書を交付するとともに報告を求める。大気汚染が特に著しい地域においては、地方整備局の協力を得て(1)の事項を重点に街頭検査・指導を実施する。

自動車部品・用品等販売事業者を重点に査察の実施

本運動の実施状況の査察については、自動車部品・用品販売事業者を重点的に行い、あわせて法律が改正され、整備命令制度の強化及び不正改造行為の禁止について引き続き周知し、適切な指導を行う。

自動車ユーザーに対し警告書を送付

「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」に寄せられた情報等を基に、不正改造車（疑わしい車両を含む）の自動車ユーザーに対し警告書を送付するとともに報告を求める。

整備事業者等による適正改造の推進

自動車ユーザー等に対して不正改造の事例紹介及び自動車部品・用品の適切な取付方法等の周知を図るとともに、整備事業者等においても適正な改造の施行体制を整える

3. 自動車整備振興会の実施事項

（1）整備事業者に対する指導

本運動の趣旨、重点事項、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項並びに相談窓口の設置等について、会報、ホームページ等に掲載し会員に周知する。

本運動を効果的に推進するため、事業者、事業場管理責任者等を対象とした推進会議等を開催するとともに、支部会、講習会等の機会をとらえ、本運動の趣旨及び重点事項ならびに実施事項等について周知する。

事業者が実施する不正改造の防止に関する従業員指導等について、適切な指導を行うとともに、本運動期間内における自主点検の実施状況について指導する。

特種用途自動車の装備の取り外し防止について、関係する会員・事業者に周知・指導する。

会員・事業者等に対しては、自動車ユーザー等から不正改造車等に関する情報・相談（以下「情報等」という。）に応じられる体制を整備するよう指導するとともに、寄せられた情報等は運輸支局等へ提供するよう指導する。

（2）広報等

ラジオ、ホームページ等の広報媒体を利用し、広く一般に広報する。

横断幕、のぼり旗等を掲出するとともに、会員に対しても可能な限りこれらを掲出するよう指導する。

ポスター、チラシを会員に配布し、ポスターは事業場等に掲示させるとともに、チラシを自動車ユーザーに配布する等して一般に広報する。

（ア）不正改造車等に関する情報の収集、分析及び処理体制の整備

従来から設置している整備相談窓口を強化するとともに、その活用方を会報等により会員に対して周知する。

会員から不正改造車等に関する情報を受けた場合には、登録番号、不正改造の内容、発見日等について運輸支局等へ情報提供する。

会員から相談を受ける体制の充実強化を図るとともに、必要に応じ関係者を適正に指導する。なお、指導にあたっては、申告者の不利益にならないよう充分に配慮する。

（イ）本運動への協力

本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼のあった街頭検査の実施等について協力する。

【整備事業者の実施事項】

（1）「不正改造防止マニュアル」等を活用するとともに、改造や整備の受注に当たっては、担当責任者等を定めるなどして適正な受注体制を整備するとともに、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努め、不正改造防止の徹底を図る。

- (2) 不正な改造となるような整備等の依頼があった場合には、自動車使用者に對し不正改造となることを理解してもらうよう努めるとともに、不正改造となる依頼は引き受けないよう徹底を図ること。
- (3) 事業場管理責任者、整備主任者、自動車検査員等の従業員に対して、本運動の趣旨、重点事項、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項等について周知・指導し、不正改造防止の徹底を図るとともに、特種用途自動車の装備の取り外し防止についても周知・指導する。
- (4) 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員の車両を含む事業場内の車両、整備の実施体制及び管理体制等について、自主点検表（「不正改造防止マニュアル」に添付）等により、定期的に自主点検を実施する。
- (5) 不正改造車等の情報について、可能な範囲で運輸支局等に情報提供する。
- (6) ポスター等を事務所内に掲示するなど、一般に広報する。

ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーンの実施について

標記、キャンペーンが6月の1カ月間実施される旨、関東運輸局長から通達がありましたので、本通達及び実施細目に基づき、キャンペーンが積極的かつ効果的に実施できますようよろしくご協力をお願いします。

【ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン実施要領】

第1 目的

大都市部における大気汚染状況、特に浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準達成状況は依然として厳しい状況にあり、その改善が喫緊の課題となっています。

また、尼崎、名古屋南部及び東京都大気汚染公害訴訟の判決や東京都など大都市地域の自治体における独自のディーゼル車対策の実施を契機として、ディーゼル黒煙に係る国民の問題意識が高まってきており、国においても使用過程車を含むディーゼル車の排出ガス対策の一層の推進が強く求められています。

併せて、重油を軽油に混和した不正軽油を自動車燃料として使用することにより黒煙をはじめとした排出ガス中に含まれる有害物質が増加することが懸念されており、不正軽油の私用に係る対策を早急に講じることも求められています。

このような中、使用過程車からの黒煙の低減に取り組むため、「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」を全国的に展開します。

第2 重点実施期間

- (1)「不正改造車の排除強化月間」
(平成17年6月1日(水)~6月30日(木)の1ヶ月間)
- (2)「自動車点検整備推進強化月間」と同時期(秋期実施予定)

第3 実施機関

国土交通省が実施主体となり、自動車検査独立行政法人に本運動の支援を求め、次の関係団体の協力を得て本運動を推進します。

[協賛団体]

- (社)日本自動車工業会 (社)全日本トラック協会
- (社)日本バス協会 (社)日本県自動車整備振興会連合会
- 全国ディーゼルポンプ振興会連合会

第4 実施事項

同時期に実施される「不正改造車の排除強化月間(6月)」及び「自動車点検整備推進強化月間」の趣旨と整合性を取りながら連携して実施します。

1. 「不正改造車の排除強化月間」中は、不正改造車の排除の観点から、燃料噴射ポンプの封印の取り外し、不正軽油の使用等による黒煙の悪化車両を排除させることを重点とし、以下の事項とします。

- (1) ポスター(パンフレット兼用)の掲出等

- (2) 黒煙濃度チャートの配布
- (3) 整備事業者による入庫車の点検
 - 入庫したディーゼル車の使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点的に行う。
- (4) 会報等による広報

ユーザー説明資料「消耗部品のご説明」冊子活用について

整備工場では、整備料金の明確化や透明性、整備内容の適正化を図るなど、ユーザーからの信頼を得るためにこれまでさまざまなことに取り組んできましたが、ユーザーへのアンケート結果を見ますと、整備工場に対し「整備内容を説明してもらいたい」という要望がまだ多くあります。

整備工場としては十分説明しているつもりでも、ユーザーから見るときちんと説明してもらっていないと思っていることが多いようです。

このためユーザーへの説明資料として、日常的に作業頻度が多いと思われる主な交換部品11種類について、それぞれ「正常な働き」「交換の必要性」「交換を怠った場合」「さらにそのままにして最悪の状態になった場合」の冊子を配布致します。

つきましては、点検の結果部品交換を進める場合や交換作業終了後の整備内容の説明用として活用し、ユーザーにより信頼される整備取引に役立てて頂くようお願い致します。

リサイクル部品活用キャンペーン等協力依頼について

(社)日本損害保険協会より、「リサイクル部品活用キャンペーン」及び「部品補修キャンペーン」への協力依頼がありました。

本キャンペーンは、ご承知のとおり資源の有効利用と産業廃棄物問題の解決に寄与するものであり、当業界とも関連の深い運動です。

つきましては、本キャンペーンの実施について、キャンペーンチラシの活用等により、ご協力下さるようお願いします。

キャンペーンの概要

「リサイクル部品活用キャンペーン」

事故などにより自動車部品を交換しなければならない場合に、リサイクル部品を使用していただくことを自動車ユーザー、整備工場・サービス工場等の方々に呼びかける運動

「部品補修キャンペーン」

樹脂バンパーを始めとする自動車部品の補修促進を目指すもので、小さなキズやへこみなら部品を交換せずに補修していただくことを自動車ユーザー、整備工場・サービス工場等の方々に呼びかける運動

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を目的に、街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

当日ご協力頂いた南アルプス北支部の皆様、ありがとうございました。

	日時	実施場所	参加者	摘要	
南 アル プス 警 察 署	5月24日(火) 14:30 ~ 16:00	南アルプス市 御勅使公園 入口	運輸支局 5名 振興会 1名 南アルプス北支部 5名	総点検台数 168台 違反車両数 12台 内整備命令 6台 口頭警告 6台 二輪検査台数 19台 内証明書不備 2台 標章不備 1台	

指定協運営委員会が開催されました

標記委員会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

日 時 平成17年5月14日(土) 11:00~14:00
 場 所 振興会会議室
 出席者 北浦会長
 荻原副会長 佐藤 副会長
 根津監事 羽中田監事
 細田委員 渡辺委員
 高石委員 南 委員
 伊藤委員 大村委員
 雨宮委員 河西委員

3. 会議事項

- (1) 平成16年度全体会議の開催計画及び提出議案について
 - ・開催計画
開催日時 平成17年6月23日(木) 16:00
 - ・提出議案
 - 1) 平成16年度事業報告承認について
 - 2) 平成16年度決算報告承認について
 - 3) 任期満了に伴う役員改選について
 - 4) 平成17年度事業計画(案)の承認について
 - 5) 平成17年度収支予算(案)の承認について
 - 6) その他 なし
- (2) 企画委員会報告について
- (3) その他
なし

AMS山梨青年部通常総会を開催します

AMS山梨青年部では、標記通常総会を下記により開催致します。
 なお、当日は「会話でコミュニケーション」をテーマに研修会も併せて企画致しましたので、会員の皆様の多数のご参加をお願いします。

記

1. 日 時 平成17年6月11日(土) 16:00
2. 場 所 APIO甲府 (タワー館4F祥華)
(中巨摩郡昭和町西条3600)
3. 日 程 1) **通常総会 16:00~**
平成16年度事業報告、収支決算承認の件
任期満了に伴う役員改選の件
平成17年度事業計画、収支予算(案)承認の件
その他
- 2) **研修会 16:40~**
講師: UTYテレビ山梨編成制作局制作部
アナウンサー 名執 瞭子 様
テーマ「会話でコミュニケーション」
- 3) **懇親会 18:00~**

圧縮天然ガス(CNG)自動車講習会を開催します

CNG自動車の燃料装置の点検整備、検査を行なう者については 平成10年10月1日より、一定の条件を備え、運輸支局長の行なうCNG自動車に関する講習を修了した者とされています。

そこで、標記講習会を下記により開催します。

1. 受講対象者 整備主任者又は自動車検査員に選任されている者
2. 講習日時 6月27日(月) 9:30~17:00
3. 講習会場 振興会研修センター
4. 定員 30名(但し、受講者が15名以下の場合には開催致しません)
5. 受付期間 平成17年5月23日(月)~6月10日(金)
6. 受講料 8,000円
7. 申込方法 教育課窓口に用意しますので必要事項を記入の上受講料8,000円を添えてお申込み下さい。